

## 標準貨物自動車運送約款の改正に伴う諸手続きを行っていない場合に関する重要な通知

## 標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う諸手続きはお済みですか？

～未手続のままですと罰則や行政処分の対象となります～

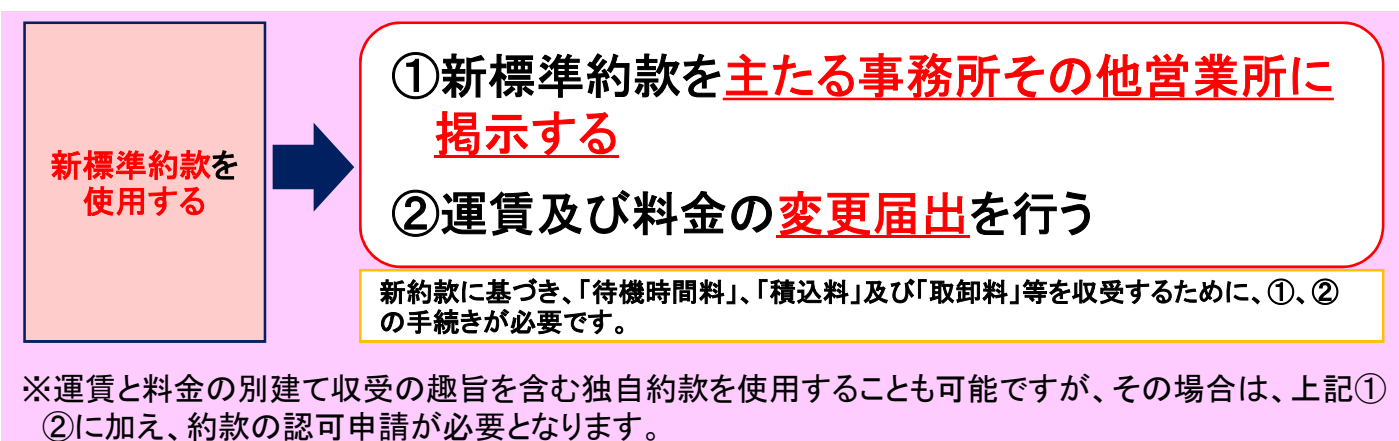
平成30年11月  
国土交通省自動車局貨物課

運賃と料金の範囲の明確化等を内容とする標準貨物自動車運送約款等の改正を行ったところですが、原則として、標準貨物自動車運送約款の改正の趣旨を踏まえ、運送の対価としての「運賃」と運送以外の役務等の対価としての「料金」を別建てで收受する旨の内容を含む約款を使用して頂くとともに、運賃と料金を区分して設定し、運賃及び料金の変更届出を行っていただく必要があります。

## 運送事業者が行う手続きの流れ

新標準約款への移行等に伴い所要の手続きが必要になりますので、下記「手続き」をご確認の上、速やかに手続きを行っていただきますようお願いします。

なお、本通知と行き違いで手続きを完了されている場合にはご容赦願います。



## 運賃・料金の変更届出をしていない場合

(※改正後の標準約款の趣旨を含む独自約款で認可を受け、運賃・料金の変更届出をしていない場合を含む。)

→貨物自動車運送事業法第60条第1項報告義務違反 (初違反:警告 再違反:10日車)

## 新標準約款以外(独自約款)を使用するにもかかわらず、認可申請をしていない場合

→貨物自動車運送事業法第10条第1項運送約款認可違反 (初違反:20日車 再違反:40日車)

## 使用する約款を主たる事務所その他営業所へ掲示していない場合

→貨物自動車運送事業法第11条運送約款の掲示義務違反 (初違反:警告 再違反:10日車)

監査等により違反の事実が判明した場合は、行政処分の対象となる場合があります。

※参考 未手続のままですと行政処分(\*20日車等)や罰則(\*100万円以下の罰金等)の対象となります。

## ◆運送約款改正ご案内ホームページ

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr4\\_000020.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr4_000020.html)

※上記URLより改正概要・申請書様式・Q&Aをご覧くださいませ

(問い合わせ先)

国土交通省自動車局貨物課:03-5253-8111

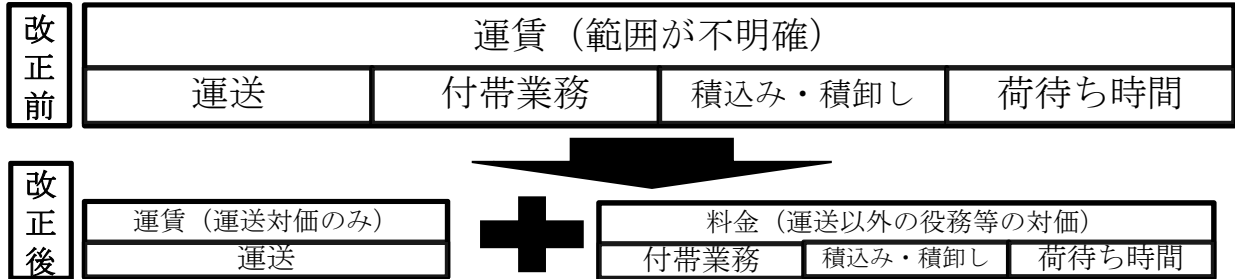
関東運輸局自動車交通部貨物課:045-211-7248

栃木運輸支局輸送部門:028-658-7011

# 標準貨物自動車運送約款等の改正について

## ●改正の概要

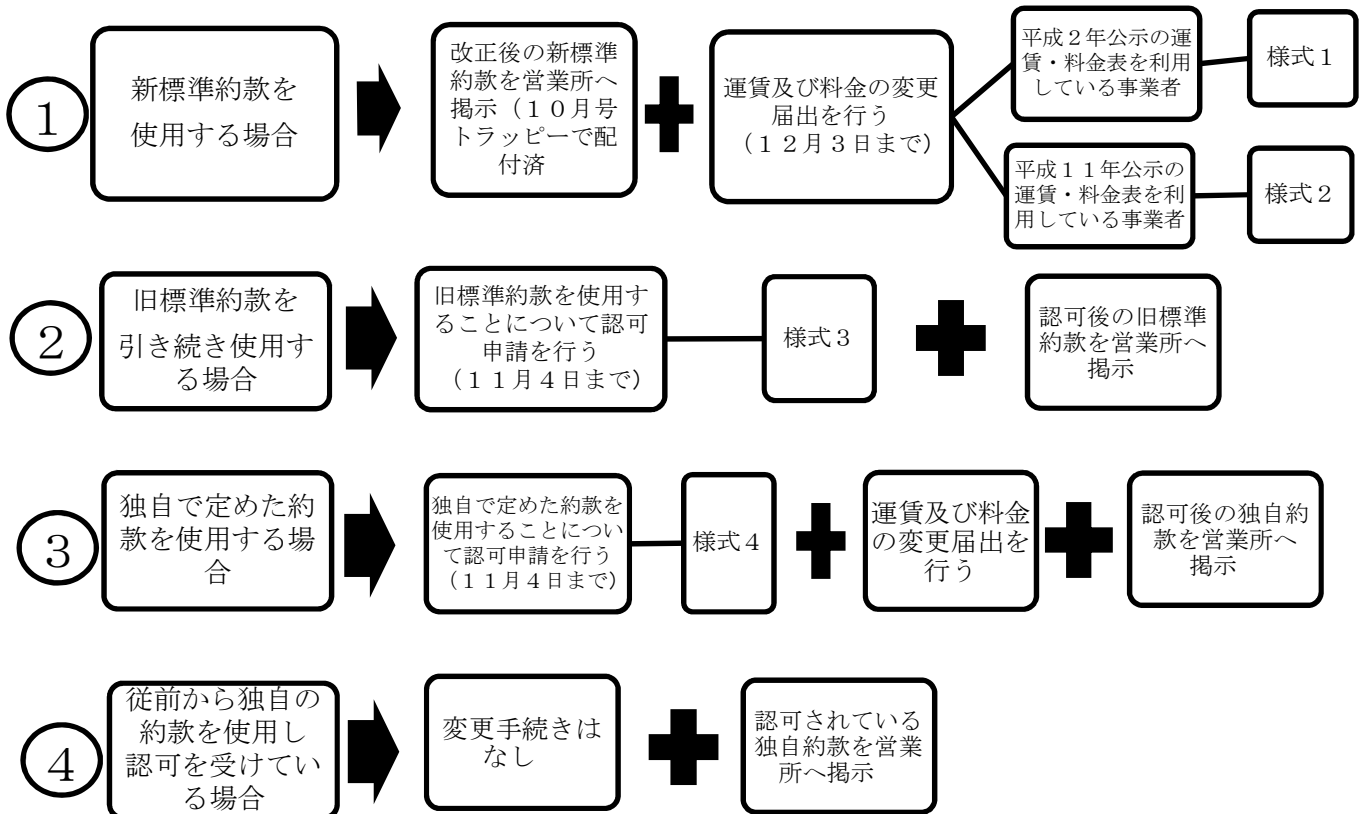
①「運賃」と「料金」の区別を明確化します。



- ②「待機時間料」を新たに規定します。  
 （荷主都合による荷待ち時間の対価を「待機時間料」とします）
- ③付帯業務の内容をより明確化します。

## ●トラック運送事業者が行うべきこと（必ず手続きが必要となります）

下記のいずれかの方法により必要な手続きを行って下さい。  
 ※手続きに必要な書類（下記様式1～4）はトラック協会又は適正化のHPよりダウンロード出来ます。ダウンロード出来ない場合は協会又は適正化までお問い合わせ下さい。



## ●書類提出方法

- ①各事業者にて、期日までに運輸支局へ提出（3部提出）。
- ②トラック協会にて取りまとめて提出（会員事業所のみ）（3部提出）。  
 ※約款の認可申請は10月31日（火）までに送付して下さい。  
 ※運賃及び料金表の変更届けは11月30日（木）までに送付して下さい。  
 ※事業者控えを郵送にて希望する場合は返信用封筒を同封して下さい。

＜待機時間料、積込料及び取卸料の設定に係る届出様式例＞  
（平成2年公示の運賃・料金表を利用している事業者用）

様式1

年 月 日

運輸局長 殿  
運輸支局長 殿

住 所

事 業 者 名

代 表 者 名

⑩

電 話 番 号

運賃料金設定(変更)届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定(変更)したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称

住 所

代 表 者 名

2. 事業の種類別

一般貨物自動車運送事業

特定貨物自動車運送事業

軽貨物自動車運送事業

(※該当する事業に☑を入れてください。)

3. 設定(変更)した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国

その他( )

(※該当する事項に☑を入れてください。)

4. 設定(変更)した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類

運賃及び料金の額

適 用 方 法

5. 実施年月日

6. 変更を必要とした理由

**<運賃料金変更届出書の様式例>**  
 (平成2年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

<別紙①>

**【積込料及び取卸料について】**

(新)

	上限	下限
時間ごとに	円	円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を收受  
 ※作業員1人あたりの料金

(旧)

新設

**【待機時間料について】**

(新)

	上限	下限
分を超える場合において分までごとに	円	円

(旧)

新設

**【車両留置料について】**

(新)

削除

(旧)

車種別 時間	1トン車 まで	2トン車 まで	3トン車 まで	4トン車 まで	5トン車 まで	6トン車 まで
30分まで ごとに	1,120 円	1,240 円	1,330 円	1,420 円	1,560 円	1,710 円
車種別 時間	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	12トンを超え2トンを増す車種までご とに		
30分まで ごとに	1,950 円	2,150 円	2,240 円	180 円		

**<運賃料金適用方設定届出の様式例>**  
**(平成2年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)**

<別紙②>

**【積込料及び取卸料について】**

(新)

19-1. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。

(1) 車上的における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。

(2) 作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。

(3) 積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

(旧)

新設

**【待機時間料について】**

(新)

19-2. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(旧)

新設

**【車両留置料について】**

(新)

削除

(旧)

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により留置された時間(貨物の積込又は取卸しの時間を含みます。)が下記(3)の車両留置時間を超える部分については、所定の車両留置料を収受します。

(1) 1回の運送において2箇所以上で積込み又は取卸しが行われる場合の作業時間は、それぞれについて合計するものとします。

(2) 引越荷物については所定の時間の50%増とします。

(3) 車両留置時間

車種別	3トン車まで	3トン車を 超え 6トン車まで	6トン車を 超え 12トン車まで	12トン車を 超え4 トンを増す 車種まで ごとに
発地又は 着地ごとに	50分	60分	90分	20分

**【実費負担について】**

(新)

25. 荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

(旧)

25. 荷役機械使用料、荷役作業員料、横持ち、縦持ち、はい付け等、荷役に伴う費用は、実費として収受します。

ただし、次に掲げる費用はこの限りではありません。

(1) 車上的における貨物の整理、積付け及びこれに附帯する業務(ロープ、シートかけ等)

(2) 1個の貨物の重量が30キログラム以下の場合であって19の(3)の車両留置時間内において運転者が行う積卸作業

**【消費税について】**

(新)

22.(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(旧)

22.(1) 運賃及び料金の総額に3%を乗じて計算します。

＜待機時間料、積込料及び取卸料の設定に係る届出様式例＞  
(平成29年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

様式1

記入例

年 月 日

運輸局長 殿  
運輸支局長 殿

住 所  
事 業 者 名  
代 表 者 名  
電 話 番 号

印

運賃料金設定(変更)届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定(変更)したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称  
住 所  
代 表 者 名

2. 事業の種別

一般貨物自動車運送事業  
 特定貨物自動車運送事業  
 軽貨物自動車運送事業

(※該当する事業に☑を入れてください。)

3. 設定(変更)した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国  
 その他( )

(※該当する事項に☑を入れてください。)

4. 設定(変更)した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類 (新設)積込料及び取卸料、待機時間料  
(削除)車両留置料  
(変更)実費負担、消費税

運賃及び料金の額 別紙 ①

適用方法 別紙 ②

5. 実施年月日

平成29年11月4日より実施

6. 変更を必要とした理由

標準貨物自動車運送約款の改正により、新たに待機時間料、積込料及び取卸料が規定され、約款に従い料金を収受する等のため。

**<運賃料金変更届出書の様式例>**  
 (平成2年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

<別紙①>

**【積込料及び取卸料について】**

(新)

	上限	下限
○時間ごとに	○円	○円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受  
 ※作業員1人あたりの料金

(旧)

新設

**【待機時間料について】**

(新)

	上限	下限
○分を超える場合において○分までごとに	○円	○円

(旧)

新設

**【車両留置料について】**

(新)

削除

(旧)

車種別 時間	1トン車 まで	2トン車 まで	3トン車 まで	4トン車 まで	5トン車 まで	6トン車 まで
30分まで ごとに	1,120円	1,240円	1,330円	1,420円	1,560円	1,710円
車種別 時間	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	12トンを超え2トンを増す車種までご とに		
30分まで ごとに	1,950円	2,150円	2,240円	180円		

**<運賃料金適用方設定届出の様式例>**  
**(平成2年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)**

<別紙②>

**【積込料及び取卸料について】**

(新)

19-1. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。

(1) 車上的における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。

(2) 作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。

(3) 積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

(旧)

新設

**【待機時間料について】**

(新)

19-2. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(旧)

新設

**【車両留置料について】**

(新)

削除

(旧)

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により留置された時間(貨物の積込又は取卸しの時間を含みます。)が下記(3)の車両留置時間を超える部分については、所定の車両留置料を収受します。

(1) 1回の運送において2箇所以上で積込み又は取卸しが行われる場合の作業時間は、それぞれについて合計するものとします。

(2) 引越荷物については所定の時間の50%増とします。

(3) 車両留置時間

車種別	3トン車まで	3トン車を 超え 6トン車まで	6トン車を 超え 12トン車まで	12トン車を 超え4 トンを増す 車種まで ごとに
発地又は 着地ごとに	50分	60分	90分	20分

**【実費負担について】**

(新)

25. 荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

(旧)

25. 荷役機械使用料、荷役作業員料、横持ち、縦持ち、はい付け等、荷役に伴う費用は、実費として収受します。

ただし、次に掲げる費用はこの限りではありません。

(1) 車上的における貨物の整理、積付け及びこれに附帯する業務(ロープ、シートかけ等)

(2) 1個の貨物の重量が30キログラム以下の場合であって19の(3)の車両留置時間内において運転者が行う積卸作業

**【消費税について】**

(新)

22.(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(旧)

22.(1) 運賃及び料金の総額に3%を乗じて計算します。



＜待機時間料、積込料及び取卸料の設定に係る届出様式例＞  
（平成11年公示の運賃・料金表を利用している事業者用）

様式2

年 月 日

運輸局長 殿  
運輸支局長 殿

住 所

事 業 者 名

代 表 者 名

⑩

電 話 番 号

運賃料金設定(変更)届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定(変更)したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称

住 所

代 表 者 名

2. 事業の種類別

一般貨物自動車運送事業

特定貨物自動車運送事業

軽貨物自動車運送事業

(※該当する事業に☑を入れてください。)

3. 設定(変更)した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国

その他( )

(※該当する事項に☑を入れてください。)

4. 設定(変更)した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類

運賃及び料金の額

適 用 方 法

5. 実施年月日

6. 変更を必要とした理由

**<運賃料金変更届出書の様式例>**  
 (平成11年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

<別紙①>

**【積込料及び取卸料について】**

(新)

	上限	下限
時間ごとに	円	円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受  
 ※作業員1人あたりの料金

(旧)

新設

**【待機時間料について】**

(新)

	上限	下限
分を超える場合において分までごとに	円	円

(旧)

新設

**【車両留置料について】**

(新)

削除

(旧)

車種別 時間	1トン車 まで		2トン車 まで		3トン車 まで		4トン車 まで		5トン車 まで		6トン車 まで	
	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限
30分まで ごとに	1,230円	1,120円	1,360円	1,240円	1,460円	1,330円	1,560円	1,420円	1,710円	1,560円	1,880円	1,710円
車種別 時間	8トン車 まで		10トン車 まで		12トン車 まで		14トン車 まで		14トン車を 超え2トン を増す車種 ごとに			
	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限		
30分まで ごとに	2,140円	1,950円	2,360円	2,150円	2,460円	2,240円	2,660円	2,420円	200円	180円		

**<運賃料金適用方設定届出の様式例>**  
(平成11年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

<別紙②>

**【積込料及び取卸料について】**

(新)

19-1. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。

(1)車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。

(2)作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。

(3)積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

(旧)

新設

**【待機時間料について】**

(新)

19-2. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(旧)

新設

**【車両留置料について】**

(新)

削除

(旧)

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により留置された時間(貨物の積込又は取卸しの時間を含みます。)が下記(3)の車両留置時間を超える部分については、所定の車両留置料を収受します。

(1)1回の運送において2箇所以上で積込み又は取卸しが行われる場合の作業時間は、それぞれについて合計するものとします。

(2)引越荷物については所定の時間の50%増とします。

(3)車両留置時間

車種別	3トン車まで	3トン車を超え 6トン車まで	6トン車を超え 12トン車まで	12トン車を超え4 トンを増す車種まで ごとに
発地又は 着地ごとに	50分	60分	90分	20分

**【実費負担について】**

(新)

25.荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

(旧)

25.荷役機械使用料、荷役作業員料、横持ち、縦持ち、はい付け等、荷役に伴う費用は、実費として収受します。ただし、次に掲げる費用はこの限りではありません。

(1)車上における貨物の整理、積付け及びこれに附帯する業務(ロープ、シートかけ等)

(2)1個の貨物の重量が30キログラム以下の場合であって19の(3)の車両留置時間内において運転者が行う積卸作業

＜待機時間料、積込料及び取卸料の設定に係る届出様式例＞  
（平成11年公示の運賃・料金表を利用している事業者用）

様式2

記入例

年 月 日

運輸局長 殿  
運輸支局長 殿

住 所  
事 業 者 名  
代 表 者 名  
電 話 番 号

印

運賃料金設定(変更)届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定(変更)したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称  
住 所  
代 表 者 名

2. 事業の種別

一般貨物自動車運送事業  
 特定貨物自動車運送事業  
 軽貨物自動車運送事業

(※該当する事業に☑を入れてください。)

3. 設定(変更)した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国  
 その他( )

(※該当する事項に☑を入れてください。)

4. 設定(変更)した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類 (新設)積込料及び取卸料、待機時間料  
(削除)車両留置料  
(変更)実費負担

運賃及び料金の額 別紙 ①

適用方法 別紙 ②

5. 実施年月日

平成29年11月4日より実施

6. 変更を必要とした理由

標準貨物自動車運送約款の改正により、新たに待機時間料、積込料及び取卸料が規定され、約款に従い料金を収受するため。

**<運賃料金変更届出書の様式例>**  
 (平成11年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

<別紙①>

**【積込料及び取卸料について】**

(新)

	上限	下限
○時間ごとに	○円	○円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受  
 ※作業員1人あたりの料金

(旧)

新設

**【待機時間料について】**

(新)

	上限	下限
○分を超える場合において○分 までごとに	○円	○円

(旧)

新設

**【車両留置料について】**

(新)

削除

(旧)

車種別 時間	1トン車 まで		2トン車 まで		3トン車 まで		4トン車 まで		5トン車 まで		6トン車 まで	
	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限
30分まで ごとに	1,230円	1,120円	1,360円	1,240円	1,460円	1,330円	1,560円	1,420円	1,710円	1,560円	1,880円	1,710円
車種別 時間	8トン車 まで		10トン車 まで		12トン車 まで		14トン車 まで		14トン車を 超え2トン を増す車種 ごとに			
	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限		
30分まで ごとに	2,140円	1,950円	2,360円	2,150円	2,460円	2,240円	2,660円	2,420円	200円	180円		

**<運賃料金適用方設定届出の様式例>**  
(平成11年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

<別紙②>

**【積込料及び取卸料について】**

(新)

19-1. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。

(1)車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。

(2)作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。

(3)積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

(旧)

新設

**【待機時間料について】**

(新)

19-2. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(旧)

新設

**【車両留置料について】**

(新)

削除

(旧)

19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により留置された時間(貨物の積込又は取卸しの時間を含みます。)が下記(3)の車両留置時間を超える部分については、所定の車両留置料を収受します。

(1)1回の運送において2箇所以上で積込み又は取卸しが行われる場合の作業時間は、それぞれについて合計するものとします。

(2)引越荷物については所定の時間の50%増とします。

(3)車両留置時間

車種別	3トン車まで	3トン車を超え 6トン車まで	6トン車を超え 12トン車まで	12トン車を超え4ト ンを増す車種まで ごとに
発地又は 着地ごとに	50分	60分	90分	20分

**【実費負担について】**

(新)

25.荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

(旧)

25.荷役機械使用料、荷役作業員料、横持ち、縦持ち、はい付け等、荷役に伴う費用は、実費として収受します。ただし、次に掲げる費用はこの限りではありません。

(1)車上における貨物の整理、積付け及びこれに附帯する業務(ロープ、シートかけ等)

(2)1個の貨物の重量が30キログラム以下の場合であって19の(3)の車両留置時間内において運転者が行う積卸作業

平成 年 月 日

関東運輸局長

殿

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

印

電 話 番 号

担 当 者 名

## 一般貨物自動車運送事業の運送約款の変更認可申請書

今般、一般貨物自動車運送事業の運送約款を下記のとおり変更したいので御認可願いたく、貨物自動車運送事業法第10条及び同法施行規則第10条の規定により申請します。

### 1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者名

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

### 2. 変更しようとする運送約款

貨物自動車運送約款

### 3. 変更を必要とする理由

平成29年8月4日付け改正告示前の標準貨物自動車運送約款を引き続き使用するため

平成 年 月 日

関東運輸局長

殿

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

印

電 話 番 号

担 当 者 名

## 一般貨物自動車運送事業の運送約款の変更認可申請書

今般、一般貨物自動車運送事業の運送約款を別紙のとおり変更したいので御認可願いたく、貨物自動車運送事業法第10条及び同法施行規則第10条の規定により申請します。

### 1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者名

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

### 2. 変更しようとする運送約款

別紙のとおり

### 3. 変更を必要とする理由